

# 特記仕様書

## 1 (適用範囲)

この特記仕様書は、「令和7年度 都市公園管理運営事業 境川遊水地公園 植物管理 [草地]業務 (委託-1)」を適切に実施するため、工事等業務共通仕様書(抜粋)とともに請負者(受託者)が遵守しなければならない事項を示すものである。

## 2 (目的)

本工事等業務は、管理計画に基づき、公園利用者の安全・快適な利用及び自然生態に配慮し、適期に適切な管理を行うことで、堤防法面を良好な状態に保つことを目的として行うものである。

## 3 (業務区域)

県立境川遊水地公園俣野遊水地、下飯田遊水地、今田遊水地(別紙委託箇所位置図のとおり)

## 4 (業務期間)

令和7年4月14日から令和7年12月12日までの間とする。

## 5 (業務内容)

1) 工種及び数量等は次のとおりとする。(回数、時期等は別紙数量計算表参照)

### 草地管理(1年間の面積等)

広場堤防除草	機械除草(肩掛け式)		46,083	m <sup>2</sup>
ビオトープ堤防除草	機械除草(肩掛け式)		22,783	m <sup>2</sup>
広場堤防除草	機械除草(肩掛け式)	法肩・園路・階段脇 1m幅	11,772	m <sup>2</sup>
ビオトープ堤防除草	機械除草(肩掛け式)	法肩・園路・階段脇 1m幅	1,797	m <sup>2</sup>
		単年度計	82,435	m <sup>2</sup>
ダンプトラック運搬		単年度計	82,435	m <sup>2</sup>
一般廃棄物処分		1.27kg/m <sup>2</sup> ×82,435 m <sup>2</sup> =104,692kg ※ 単年度計	104,692	kg

※一般廃棄物処分量については、次のとおり昨年度の実績を元に算出しており、当該年度委託工事については実績に基づいて精算する。

令和6年度実績 1.27kg/m<sup>2</sup> =104,692kg (一般廃棄物処分量) ÷82,435 m<sup>2</sup> (草地面積)

2) 広場堤防除草の内容は次のとおりとする。

- ・広場堤防法面は公園利用者が利用する園路や駐車場及び広場に近ことから、安全には十分配慮し、刈り草は極力、その日のうちに搬出し、刈り後はきれいに清掃すること。
- ・生物多様性の向上を図るため、一部刈り残す場所を設けるので刈り残し箇所を監督員と事前に協議して指示に従い、杭やスプレーなどの目印を用意し、表示をして作業を行うこと。
- ・生息する生物に配慮し、法肩除草と法面除草の間隔は1週間以上空けること。
- ・樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。なお、刈り高は監督員と協議すること。
- ・樹木、株物、柵等の周辺も刈り残しのないようにし、また、これらに絡んでいるつる性の雑草もきれいに除去すること。

3) ビオトープ堤防除草の内容は次のとおりとする。

- ・自然創出ゾーンで公園利用者の出入りがないので、刈り草を一時集積し、まとめて処理すると共に、刈り後はきれいに清掃すること。ただし排水の妨げにならないよう水門周辺や水面に近い箇所の刈り草はその日のうちに搬出すること。
- ・生物多様性の向上を図るため、一部刈り残す場所を設けるので刈り残し箇所を監督員と事前に協議して指示に従い、杭やスプレーなどの目印を用意し、表示をして作業を行うこと。
- ・生息する生物に配慮し、法肩除草と法面除草の間隔は1週間以上空けること。
- ・柵等を損傷しないよう注意し、刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。なお、刈り高は監督員と協議すること。
- ・柵等の周辺も刈り残しのないようにし、また、これらに絡んでいるつる性の雑草もきれいに除去すること。

4) 作業実施時期

- ・作業実施時期は草の生育状況を見ながら監督員と調整する。
- ・作業実施時期が重複する場合は複数班で作業するなど進捗管理に努め実施すること。
- ・今田自然創出ゾーンの堤防除草は法肩園路脇除草と同時に行うことも可とする。その場合、事前に監督員と協議すること。

6 (安全管理)

- 1) 作業に当っては、作業員、公園利用者等の安全に十分配慮すること。
- 2) 万が一、事故等不測の事態が生じた場合には、速やかに発注者に報告すること。
- 3) 刈払機にて作業する者は、刈払機取扱作業安全衛生教育を修了した者であること。
- 4) 作業者は、作業に支障のない服装で、ヘルメット、安全靴、すね当て、防護メガネ、耳栓、防振手袋、呼子等を着用すること。また必要に応じて安全帯を着用するなど、安全対策を講じること。
- 5) 作業中は、安全確保のため監視員を一名配置すること。

- 6) 作業終了後は、発注者へその旨を報告し確認を受けること。
- 7) 刈払機については、ロータリー方式及びバリカン式とする。但し、これによらない場合は、十分な大きさの防護板等を使用し、飛び石等の飛散防止対策を行うこと。
- 8) 作業中は、作業していることが周囲にわかるよう、カラーコーンや看板等で周知するなど、利用者の安全確保を行うこと。
- 9) 園内に工事車両を入れる場合は、事前に管理事務所において園内通行証を受領し見やすいようにダッシュボードに置き、来園者に注意しハザードランプを点灯したうえで徐行すること。
- 10) 受注者は、作業前の危険予知活動など定期的に業務の現場に即した安全に関する研修・訓練等を実施するものとする。
- 11) 受注者は、①作業員の服装・保護具、②作業員及び来園者等への安全配慮、③安全に関する研修・訓練等、上記内容を踏まえた安全計画書を作成し、発注者の確認を受けるものとする。
- 12) 遊水地内の作業のため、境川流域の大雨・洪水注意報、警報の気象情報が発令された場合には作業は中止とするが、現場の状況を確認の上、必要に応じて監督員と協議・調整し、作業の実施可否を決定する。

## 7 (発生材の処理)

- 1) 刈り草は緑のリサイクルを推進するため、横浜市及び藤沢市内リサイクル施設に運搬し、処理すること。なおリサイクル施設は発注者に事前に届け出ること。
- 2) 石や産業廃棄物等の発生材は、職員が指定した置き場に集積すること。
- 3) 作業後、空き缶等のゴミがある場合は回収し公園管理事務所に運ぶこと。処理は公園が行う。

## 8 (提出物)

- 1) 出来形管理表や処分量集計表を作成し、提出すること。

## 9 (その他)

- 1) 実施に当っては監督員との協議・指示に従い、設計意図に反することのないようにすること。また、疑義がある場合は必ず監督員と協議すること。
- 2) 公園利用者や当公園で活動する野鳥観察などの諸団体との良好な関係に配慮し、極力、平日に作業を行うなど計画的かつ安全な作業に心がけること

# 植物管理(草地)面積等集計表(令和7年度)

広場堤防除草	機械除草(肩掛け式)	1 m幅区分を除く範囲	46,083	m <sup>2</sup>
ビオトープ堤防除草	機械除草(肩掛け式)	1 m幅区分を除く範囲	22,783	m <sup>2</sup>
広場堤防除草	機械除草(肩掛け式)	法肩、園路・階段脇 1 m幅	11,772	m <sup>2</sup>
ビオトープ堤防除草	機械除草(肩掛け式)	法肩、園路・階段脇 1 m幅	1,797	m <sup>2</sup>
計		単年度計	82,435	m <sup>2</sup>
ダンプトラック運搬		単年度計	82,435	m <sup>2</sup>
一般廃棄物処分		単年度計	104,692	kg

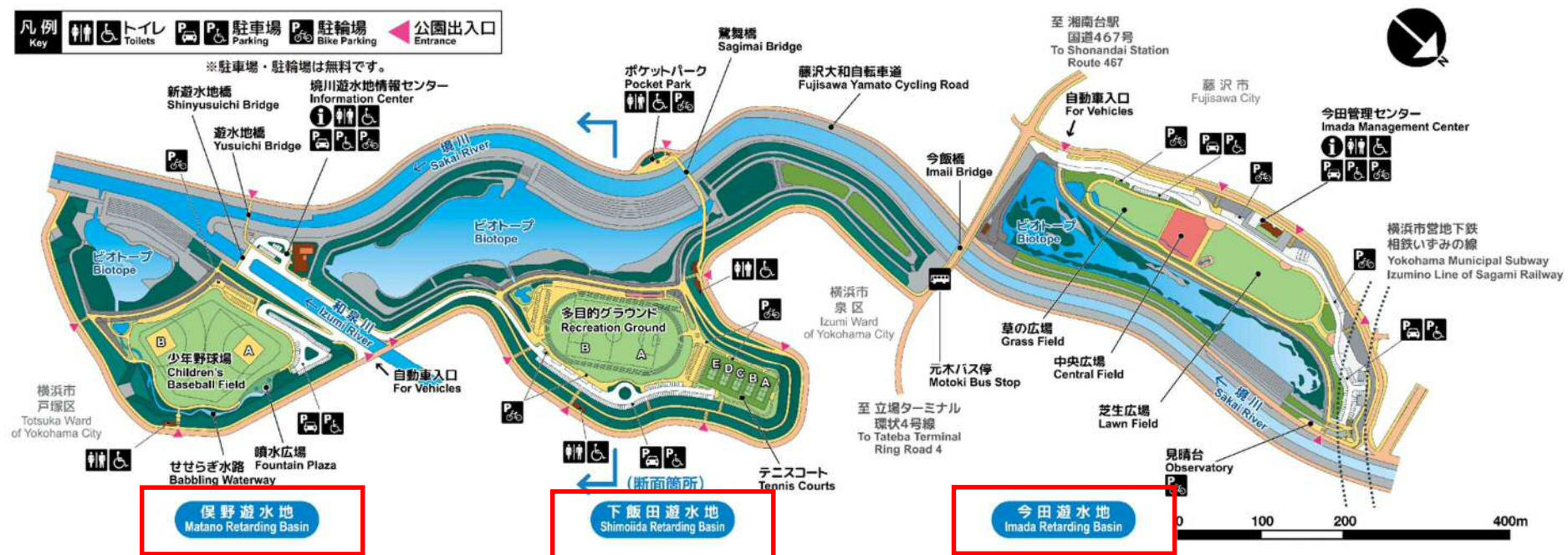
数量計算表

品 種	規 格	箇 所		単 位	数 量	回 数	延べ数量	備 考	
広場堤防除草	機械除草 (肩掛式)	広場堤防	俣野広場ゾーン堤防	m <sup>2</sup>	4,751	2回	9,502	実面積6,640÷1.118≒投影面積5,939 ×0.8、 5月下旬～6月上旬、8月中旬～9月中旬実施	
				m <sup>2</sup>	4,157	1回	4,157		実面積6,640÷1.118≒投影面積5,939 ×0.7 10月中下旬実施
			下飯田広場ゾーン堤防	m <sup>2</sup>	11,278	2回	22,556	実面積15,760÷1.118≒投影面積14,097 ×0.8 5月下旬～6月上旬、8月上中旬実施	
				m <sup>2</sup>	9,868	1回	9,868		実面積15,760÷1.118≒投影面積14,097 ×0.7 10月上中旬実施
		小計					30,054		
ビオトープ堤防除草	機械除草 (肩掛式)	ビオトープ堤防	俣野自然創出ゾーン堤防	m <sup>2</sup>	2,261	1回	2,261	実面積3,160÷1.118≒投影面積2,826 ×0.8 9月上中旬実施	
				m <sup>2</sup>	10,290	1回	10,290		実面積14,380÷1.118≒投影面積12,862 ×0.8 9月上中旬実施
			今田自然創出ゾーン堤防	m <sup>2</sup>	5,116	2回	10,232	実面積5,720÷1.118≒投影面積5,116 刈り残しなし 7月上中旬、9月下旬～10月上旬実施	
		小計					17,667		
広場堤防 法肩園路脇除草	機械除草 (肩掛式)	広場堤防 法肩園路脇	俣野広場ゾーン堤防	m <sup>2</sup>	617	4回	2,468	1m幅除草 5月上中旬、7月上中旬、8月下旬～9月 上旬、10月下旬～11月上旬実施	
			下飯田広場ゾーン堤防	m <sup>2</sup>	2,326	4回	9,304	1m幅除草 5月上中旬、7月上中旬、9月上中旬、 10月下旬～11月上旬実施	
		小計					2,943		11,772
ビオトープ堤防 法肩園路脇除草	機械除草 (肩掛式)	ビオトープ堤防 法肩園路脇	俣野自然創出ゾーン堤防	m <sup>2</sup>	130	4回	520	1m幅除草 5月上中旬、6月下旬～7月上旬、8月中下旬、10 月中下旬実施	
			下飯田自然創出ゾーン堤防	m <sup>2</sup>	228	4回	912	1m幅除草 5月上中旬、6月下旬～7月上旬、8月中下旬、10 月中下旬実施	
			下飯田自然創出ゾーン堤防 フジ棚～歩行者用入口	m <sup>2</sup>	98	1回	98	1m幅除草 9月中旬	
			今田自然創出ゾーン堤防 サイクリングロード沿い	m <sup>2</sup>	228	1回	228	1m幅除草 5月上中旬	
			今田自然創出ゾーン堤防 階段脇 2カ所	m <sup>2</sup>	13	3回	39	1m幅除草 5月上中旬、7月上中旬、10月上中旬実施	
		小計				m <sup>2</sup>	697		1,797
計				m <sup>2</sup>				82,435	
ダンプトラック 運搬	公園～処分場	5月	広場堤防、広場堤防(1m幅)、 ビオトープ堤防(1m幅)	m <sup>2</sup>				11,557	指定処理施設 ※1 8,015+2,943+599
		6月	広場堤防、ビオトープ堤防(1m幅)	m <sup>2</sup>				8,193	指定処理施設 ※1 8,014+179
		7月	ビオトープ堤防、広場堤防(1m幅)、ビオト ープ堤防(1m幅)	m <sup>2</sup>				8,251	指定処理施設 ※1 5,116+2,943+192
		8月	広場堤防、広場堤防(1m幅) ビオトープ堤防(1m幅)	m <sup>2</sup>				14,321	指定処理施設 ※1 13,654+309+358
		9月	広場堤防、ビオトープ堤防、広場堤防(1m 幅)、ビオトープ堤防(1m幅)	m <sup>2</sup>				20,216	指定処理施設 ※1 2,375+15,109+2,634+98
		10月	広場堤防、ビオトープ堤防、広場堤防(1m 幅)、ビオトープ堤防(1m幅)	m <sup>2</sup>				18,426	指定処理施設 ※1 14,025+2,558+1,472+371
		11月	広場堤防(1m幅)	m <sup>2</sup>				1,471	指定処理施設 ※1 1,471
		計				m <sup>2</sup>			
一般廃棄物処分				kg				104,692	前年度実績1.27kg/m <sup>2</sup> 1.27kg/m <sup>2</sup> ×82,435m <sup>2</sup> =104,692kg

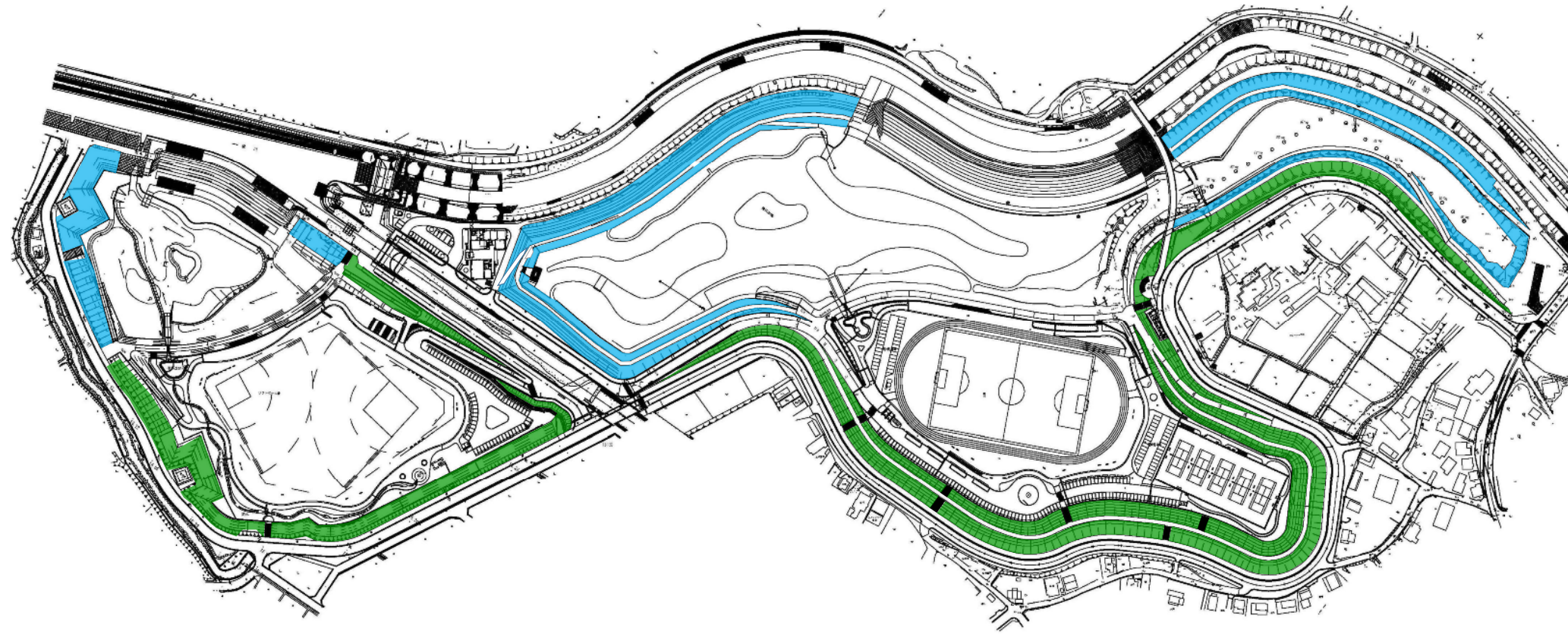
注意：各回、各所の刈り残す場所については、公園担当者の指示をうけること。

※1：緑のリサイクルを推進するため、横浜市及び藤沢市内にあるリサイクル施設に運搬し、処理すること。

# 植物管理【草地】委託箇所位置図





広場堤防除草・ビオトープ堤防除草(俣野遊水地・下飯田遊水地)



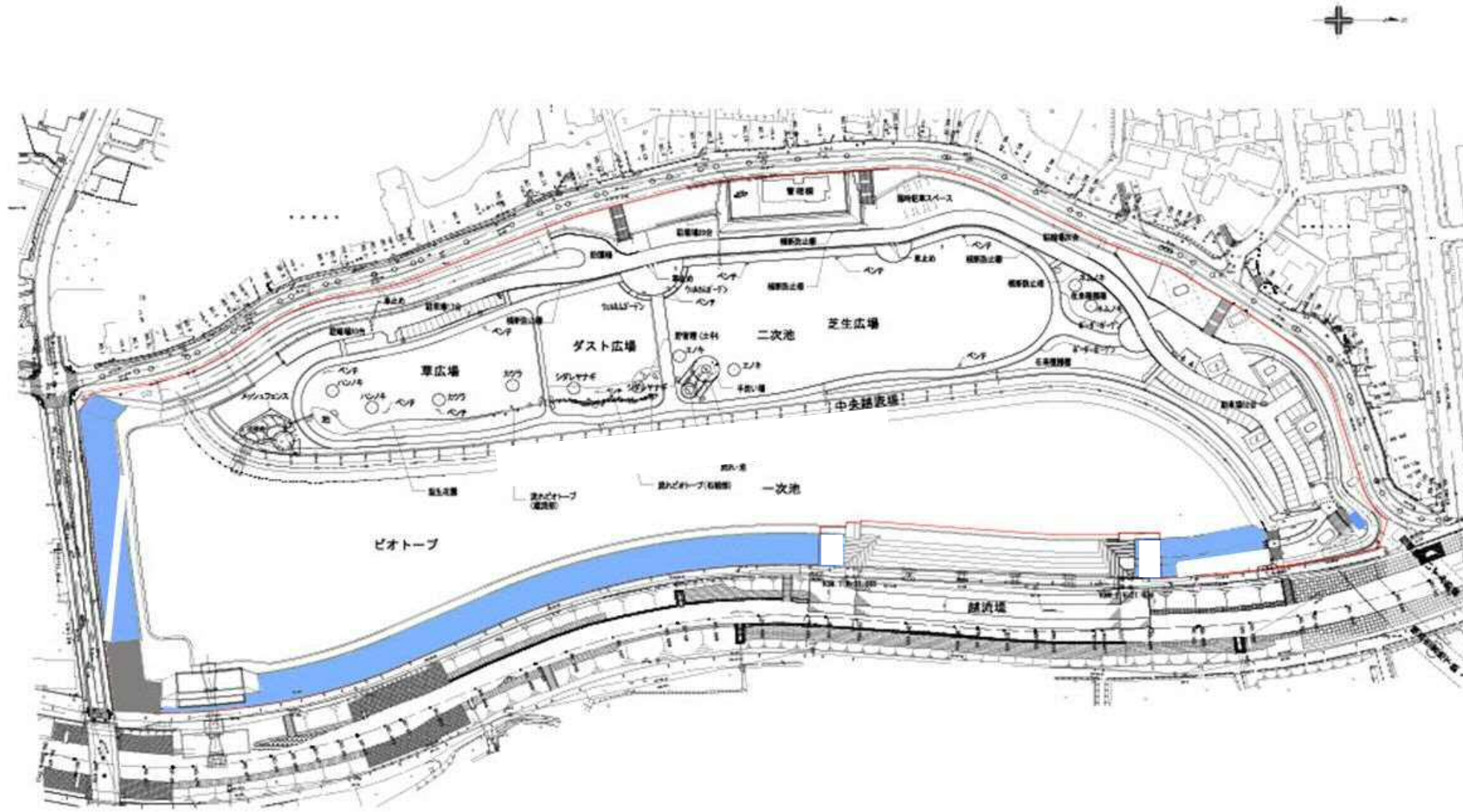
俣野遊水地

下飯田遊水地

凡例

	ビオトープ堤防除草
	広場堤防除草

ビオトープ堤防除草(今田遊水地)

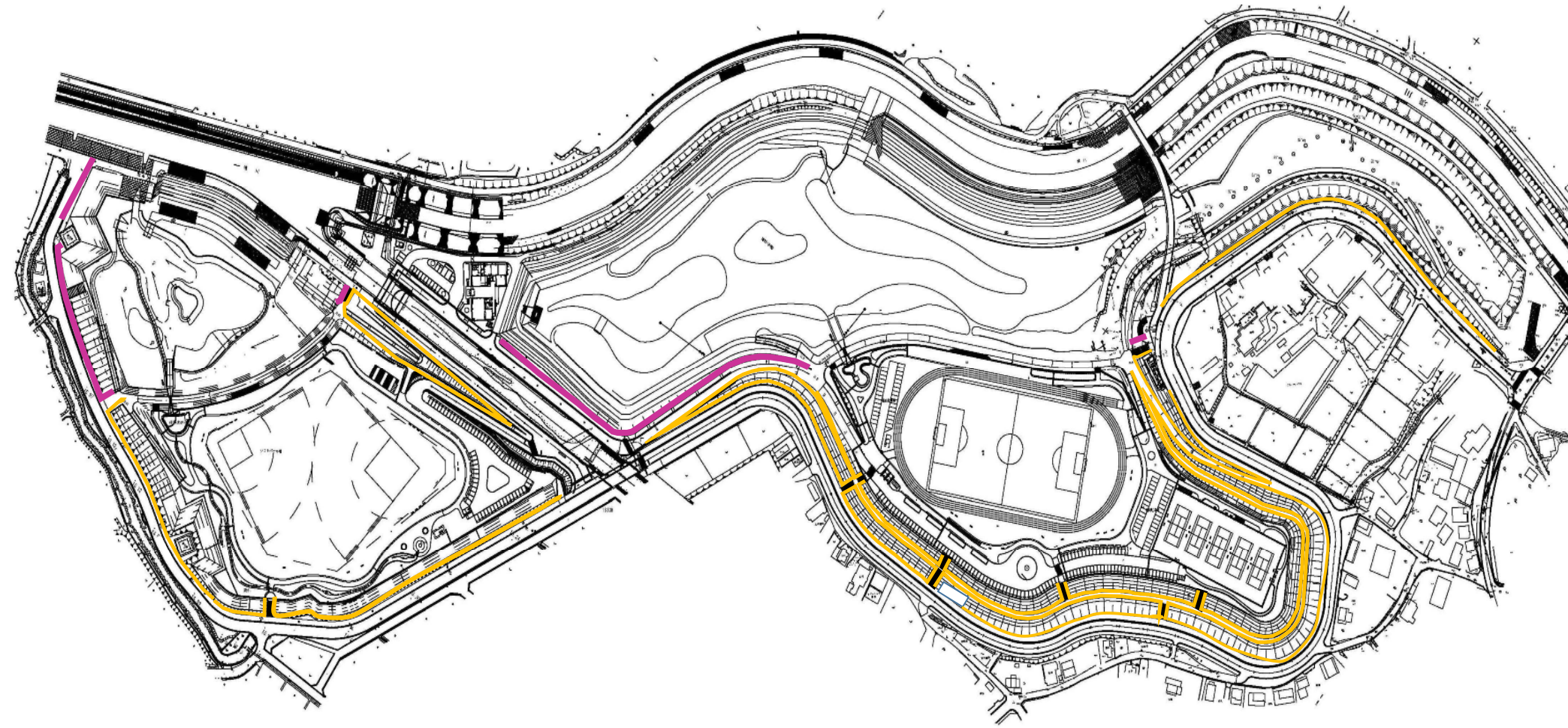


凡例

ビオトープ堤防除草





広場堤防法肩園路脇除草・ビオトープ堤防法肩園路脇除草(俣野遊水地・下飯田遊水地)



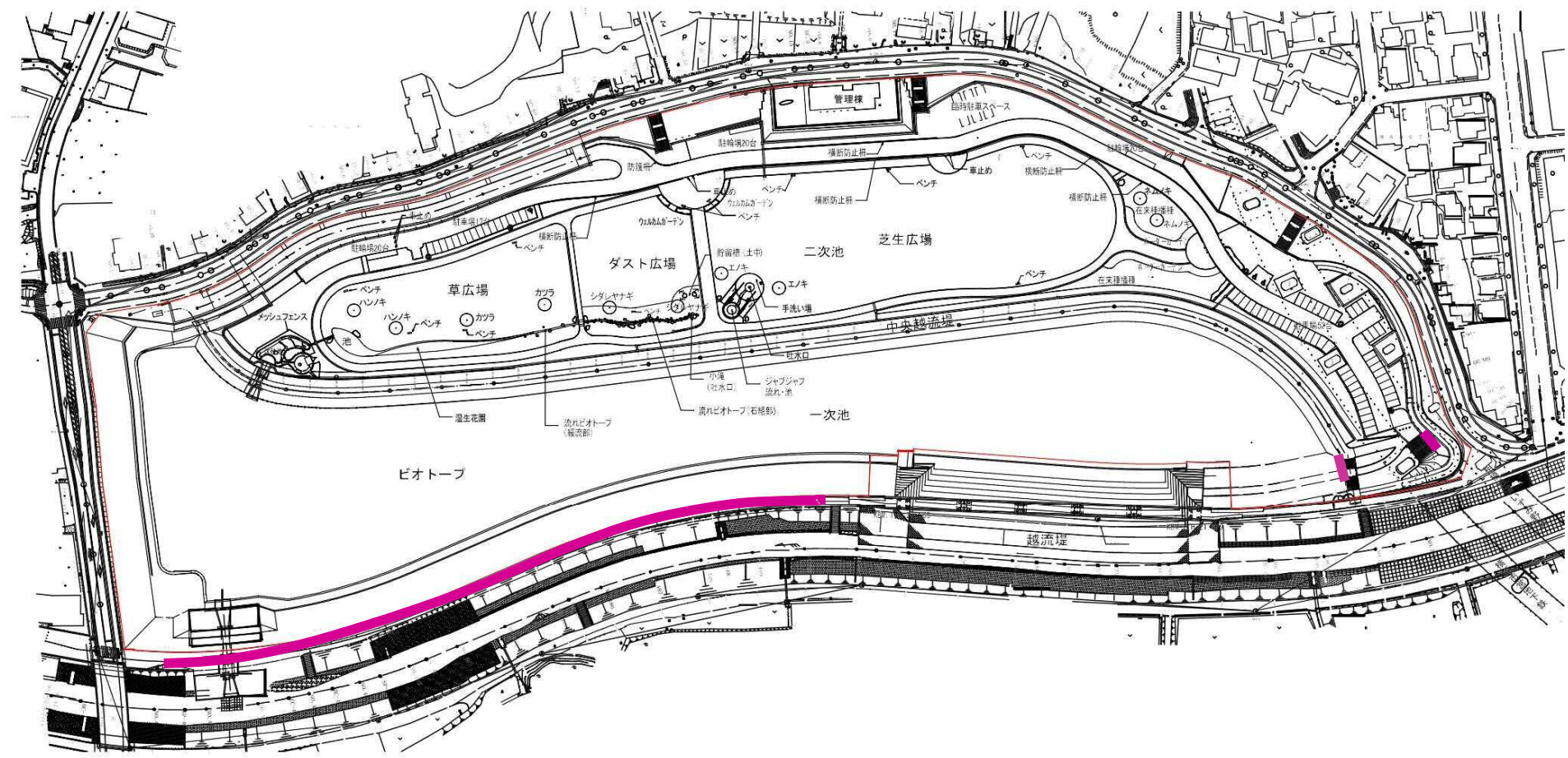
俣野遊水地

下飯田遊水地

凡例

	ビオトープ堤防法肩園路脇除草
	広場堤防法肩園路脇除草

ビオトープ堤防法肩園路脇除草(今田遊水地)



凡例  
ビオトープ堤防法肩園路脇除草

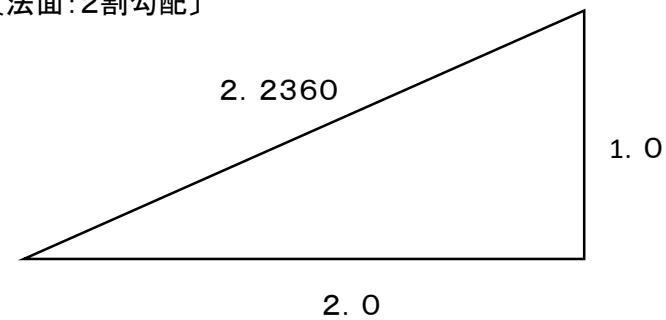
# 除草作業数量表

(数量: 投影面積)

品種	規格	箇所	単位	面積	実施数量	草刈回数	延べ数量	備考
広場堤防除草	機械除草 (肩掛式)	広場堤防	m <sup>2</sup>	5,939	4,751	2回	9,502	46,083 生物保全のため面積の20%を刈り残す。5,939m <sup>2</sup> ×0.8=4,751m <sup>2</sup> 生物保全のため面積の30%を刈り残す。5,939m <sup>2</sup> ×0.7=4,157m <sup>2</sup> 生物保全のため面積の20%を刈り残す。14,097m <sup>2</sup> ×0.8=11,278m <sup>2</sup> 生物保全のため面積の30%を刈り残す。14,097m <sup>2</sup> ×0.7=9,868m <sup>2</sup>
					4,157	1回	4,157	
		下飯田広場ゾーン堤防	m <sup>2</sup>	14,097	11,278	2回	22,556	
					9,868	1回	9,868	
ヒートアップ堤防除草	機械除草 (肩掛式)	ヒートアップ堤防	m <sup>2</sup>	2,826	2,261	1回	2,261	22,783 生物保全のため面積の20%を刈り残す。2,826m <sup>2</sup> ×0.8=2,261m <sup>2</sup> 生物保全のため面積の20%を刈り残す。12,862m <sup>2</sup> ×0.8=10,290m <sup>2</sup> 刈り残しなし
					10,290	1回	10,290	
					5,116	2回	10,232	
広場堤防 法肩園路脇除草	機械除草 (肩掛式)	広場堤防 法肩園路脇	m <sup>2</sup>	617	617	4回	2,468	11,772 1m幅除草 1m幅除草
					2,326	4回	9,304	
ヒートアップ堤防 法肩園路脇除草	機械除草 (肩掛式)	ヒートアップ堤防 法肩園路脇	m <sup>2</sup>	130	130	4回	520	1,797 1m幅除草 1m幅除草 1m幅除草 1m幅除草 1m幅除草
					228	4回	912	
					98	1回	98	
					228	1回	228	
					13	3回	39	
小計			m <sup>2</sup>	44,480			82,435	82,435

投影面積から実面積への換算

[法面: 2割勾配]



[換算値:N]

$$N = 2.2360 \div 2.0 = 1.118$$

作業実施時期 令和7年度

(数量: 投影面積)

品種	規格	箇所	単位	実施数量	草刈回数	延べ数量	実施時期											
							5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月					
広場堤防除草	機械除草 (肩掛式)	広場堤防	俣野広場ゾーン堤防	m <sup>2</sup>	4,751	2回	9,502		4,751			教室用 4,751	教室用 教室					
				m <sup>2</sup>	4,157	1回	4,157						4,157					
			下飯田広場ゾーン堤防	m <sup>2</sup>	11,278	2回	22,556		11,278		11,278							
				m <sup>2</sup>	9,868	1回	9,868						9,868					
ビオトープ堤防除草	機械除草 (肩掛式)	ビオトープ堤防	俣野自然創出ゾーン堤防	m <sup>2</sup>	2,261	1回	2,261	夏鳥営巣+ツバメのねぐら入り				2,261		冬鳥生息				
				m <sup>2</sup>	10,290	1回	10,290	夏鳥営巣+ツバメのねぐら入り				10,290		冬鳥生息				
				m <sup>2</sup>	5,116	2回	10,232	夏鳥営巣		5,116		5,116		冬鳥生息				
広場堤防 法肩園路脇除草	機械除草 (肩掛式)	広場堤防 法肩園路脇	俣野広場ゾーン堤防	m <sup>2</sup>	617	4回	2,468	617		617		617		617				
				m <sup>2</sup>	2,326	4回	9,304	2,326		2,326		2,326		2,326				
ビオトープ堤防 法肩園路脇除草	機械除草 (肩掛式)	ビオトープ堤防 法肩園路脇	俣野自然創出ゾーン堤防	m <sup>2</sup>	130	4回	520	130		130		130		130				
				m <sup>2</sup>	228	4回	912	228		228		228		228				
			下飯田自然創出ゾーン堤防 フジ棚～歩行者用入口	m <sup>2</sup>	98	1回	98					98						
				m <sup>2</sup>	228	1回	228	228										
				m <sup>2</sup>	13	3回	39	13		13			13					
小計			m <sup>2</sup>			82,435	11,557	8,193	8,251	14,321	20,216	18,426	1,471					

■ 実施不可期間

- ※ ビオトープ堤防除草は生物生息環境保護のため、一斉に実施せず、順番に行うこととする
- ※ 今田自然創出ゾーン法肩園路脇除草のうち、サイクリングロード沿いは県道路維持課で実施するため、階段脇のみとする(2024年度から)
- ※ 今田自然創出ゾーン堤防除草は、法肩園路脇除草と同時にすることも可とする
- ※ 実施時期は草の生育状況を見ながら調整する
- ※ 実施時期が重複する場合は複数班で作業するなど進捗管理に努め実施する

【覚書】

ビオトープ堤防除草可能期間: 俣野・下飯田は8/中～10/下実施(5-7月夏鳥営巣期+7月下旬～8月上旬ツバメのねぐら入り+11月～3月上旬冬鳥生息期のため)  
今田1回目は6/下～7/下実施。今田2回目は9/中～10/下実施。(11月～冬鳥生息期のため)

広場堤防除草可能期間: 俣野2回目は8月中旬～9月中旬に実施(9月下旬～10月上旬 教室 下見・本番のため)